

景観法運用にあたって活用した科学的根拠

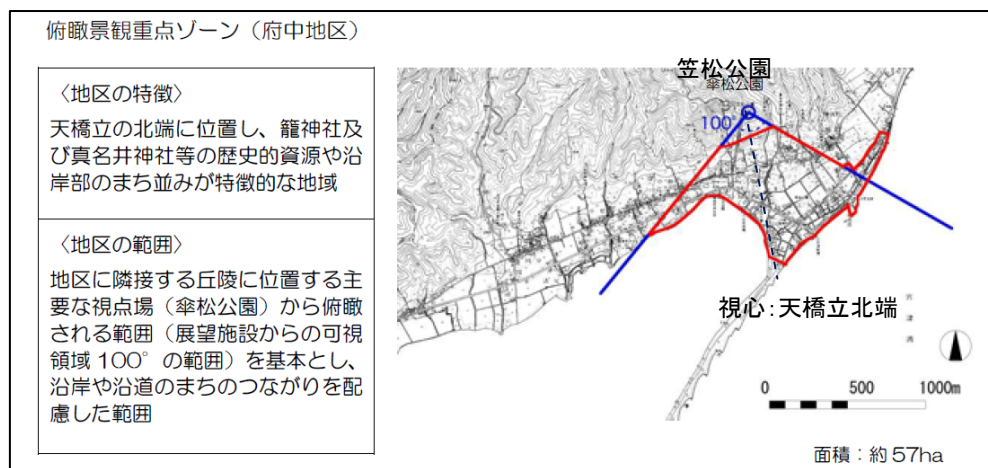
自治体名：京都府 導入時期：平成20年10月～（天橋立周辺地域景観計画 施行日）

事例名称：有効視野角による基準等の適用区域の設定

根拠区分：学術知見／実態調査／他制度根拠／その他（ ）

活用区分：区域設定／制限設定／処分等判断／その他（ ）

事例概要：天橋立の主要な視点場である笠松公園（府中地区）等は、天橋立とまち並みが一体的に眺望でき、天橋立周辺を代表する象徴的な俯瞰景観を有している。また、俯瞰されるまち並み付近には歴史的建造物が存在し、周辺のまち並みと歴史建造物が調和した景観を呈しており、より一層の趣を感じさせる要素となっている。これら良好な俯瞰景観について、この視点場から俯瞰される範囲（展望施設から可視100°の範囲）を基本とし、沿岸や沿道のまちのつながりを配慮した範囲を俯瞰景観重点ゾーンに設定。



※規制区域の中心となる眺望視線（視心）・・・天橋立北端

（出典：天橋立周辺地域景観計画）

活用対象：景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域における俯瞰景観重点ゾーンの設定根拠として活用。

考え方：「景観工学（第2章 景観整備の手法）」において、人が静止した状態で、色彩の識別ができる範囲は、水平視覚90°～110°とされていることを参考に、その平均である100°を水平方向の有効視野角とした範囲を基本として区域設定。

引用元：「景観工学」P33、日本まちづくり協会（編）、理工図書（2001）

その他：当該根拠については、「天橋立周辺地域景観まちづくり計画」に掲載し、事業者等に理解を求めている（京都府ホームページにも掲載）。